

令和4年第11回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月24日（木）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 （15人）

会 長	1 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	2 番	松 本	千 代 治						
委 員	3 番	山 口	隆	4 番	谷 脇	文 弘	5 番	松 崎	常 俊
	6 番	津 口	祐 二	7 番	岸 本	六 郎	9 番	福 田	務
	10 番	葉 山	諭	11 番	（ 欠 員 ）		12 番	浦 口	大 輔
	14 番	朝 長	久 夫	15 番	宮 崎	壽 治	16 番	水 嶋	政 明
	17 番	葉 山	静 子	19 番	田 中	初 治			
5. 欠席委員（3人）

8 番	白 石	幸 憲	13 番	辻 尾	政 幸	18 番	知 念	近 海
-----	-----	-----	------	-----	-----	------	-----	-----
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第50号 農地利用集積計画の決定について
議案第51号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第52号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
8. 会議の概要

事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第11回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中15名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を

行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、14 番：朝長委員、15 番：宮崎委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 番について説明いたします。資料は 2 頁をお願いします。物件の所在は、西海町面高郷字鶴ノ越の畑 1 筆、及び西海町面高郷字上本谷の畑 4 筆で、合計 5 筆 5,731 m²となっています。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、西海町面高郷で畜産業を営む法人です。使用目的は「畜舎建設」です。事由は「譲受人は、畜産業を営む法人であり、畜舎建設のため、本件土地を選定しました。なお、畜舎は既に建設されているもので、農地転用の事務処理を怠っていたため県への顛末書を提出済みです。」となっています。

この件について補足説明を行います。事由は下段に記載の通りで、違反転用案件として県へ令和 4 年 9 月 22 日付で報告し、追認許可相当と判断の通知を受け、今回の申請となったものです。今回の案件は、当初令和 4 年 8 月 26 日に担当の行政書士より相談を受け、更に 9 月 12 日に同行政書士より再聴取し、違反転用と判明したため、長崎県の農地転用事務指針の規定により、農業委員会事務局長名で長崎県農山村振興課長宛に違反転用連絡票を提出しました。その連絡票で事務局の意見として、「今回の違反転用は、農業用施設で、地域の農業振興や法人の農業経営上不可欠であり、悪質性はなく、現在に至るまで周辺の農地の営農に支障がない。かつ農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる規定のいずれにも該当しないことから、簡易手続相当案件の基準に合致する。また違反転用については、原則原状回復措置を講じていただくべきだが、違反転用施設である畜舎を直ちに撤去させることは、経済的損失が過大となり、困難である。」としました。また、今回該当する地番は、農業振興地域整備計画書では、合併当初の平成 18 年の当初計画策定時より、農業用施設用地として策定済みと確認しています。事務局からの提出を受け、令和 4 年 10 月 14 日付で長崎県農山村振興課

長より、長崎県農地転用事務指針第4の1の(3)「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当し、追認許可基準相当と判断した、と通知を受け、今後の手続きとして違反転用に係る農地法第5条許可申請とのことで、今回の申請となりました。

議案書に移ります。権利内容は「所有権移転 売買」です。3頁をご覧ください。本申請地が黄色で塗られたところですが、今回の申請地です。4頁から8頁が現況写真です。先に述べた通り既に畜舎が建設されております。添付資料は、1頁から16頁までで、1頁に位置図、3頁に付近近況図、4頁から8頁に現況写真、9頁から12頁に字図、13頁に航空写真を添付しています。14頁に被害防除計画書、15頁に配置図を添付しています。14頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、土地は現状のまま利用し、排水については、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置しており、放流先として、海に放流することについて保健所に届け出済みです。周辺の農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、畜舎から隣接農地までは、20m程離れており、日照などへの影響はなく、特段被害を及ぼす恐れはないとなっております。13頁の航空写真をご覧ください。申請地は、山林や原野に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地が点在する地域と言えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました1番につきまして、9番委員、補足説明をお願いします。

9 番 9番委員です。11月21日の午後4時に現場を確認してきました。法人の社長さんと事務の方が、対応してくれまして、いろいろ話を聞いてきました。今説明があったとおり、現在既にその場所には畜舎が建っており、もうかなり長い時間が経過しているという感じがしました。現在の持ち主は亡くなられた会長の婦人で、その方から、会社へ売買で所有権移転するというのを聞きました。畜舎は、一辺が100mもあるような広大な敷地にあり、ほかの農地に迷惑をかけるような状況でもなく、また県からも追認されているということで、特に問題ないということを、地元推進委員と一緒に確認してきました。以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第49号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 私から質問ですが。転用はいつ頃なされていますか。

事務局 一番古い畜舎は、昭和 59 年に建設が始まりまして、60 年に完成したと聞いております。

議 長 他に意見等ございませんか。

10 番 10 番委員です。特にこの汚水関係が非常に問題になるかと思います。海に放流することについて保健所に届出済みであります。保健所はこれを許可したものかどうかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

事務局 合併浄化槽が 16 頁の配置図でいきますと、1 番右の豚舎の角にありまして、汚水・排水関係を全部ここにつなぎ込んで浄化したのちに、この北側の海に放流しております。この件については保健所のほうに届けているということで、何ら問題はないと思われます。

10 番 それで、許可があったのですか。

事務局 届出により、許可されていると理解しています。

議 長 他に意見等ございませんか。この後常設審議委員会で建設に至った経過などが審議されると思いますが、西海市農業委員会としては、許可相当ということでよろしいでしょうか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 49 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」2 番について説明いたします。資料は 17 頁をお願いします。物件の所在は、西彼町平山郷字橙岩の畑・492 m²の申請となっています。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、西彼町大串郷にお住いの会社員です。使用目的は「一般住宅の建設」です。事由は「譲り渡し人である父の所有地に新築住宅を建設するものです。建物の建築面積は 94.85 m²となっています。権利内容は「所有権移転贈与」です。また令和 4 年 2 月 25 日総会において、農振農用地の除外がなされています。20 頁の字図をご覧ください。黄色で塗られたところが本申請地です。写真を写した方向を青い矢印で示しており、19 頁

の現況写真の撮影方向となります。添付資料は、1 頁及び 17 頁から 25 頁までで、1 頁に位置図、18 頁に付近近況図、19 頁に現況写真、20 頁に字図、21 頁に航空写真を添付しています。22 頁に被害防除計画書、23 頁に土地利用計画図、24 頁に立面図、25 頁に平面図を添付しています。22 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、土地は現状のまま利用し、土留め工事を行う。排水については、雨水は自然流下で溜枡を設置、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置しており、放流先として、道路側溝に放流する、としています。また、辺の農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、建物の高さを加減することと、木造平屋造りとし、周辺の農地に特段被害を及ぼす恐れはないとなっております。20 頁の字図や 21 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、道路や宅地・原野に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地が点在した地域といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 2 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。11 月 22 日に、地元推進委員と、現地に行ってきました。本案件は、今年の 2 月 25 日の総会で、農振地域から除外を受けております。譲り受け人はサラリーマンで、譲り渡し人の息子であり、近くの市営住宅で暮らしていますが、子供の成長で、手狭になったため、実家の近くに家をつくりたいということで、今回の申請になったそうです。場所は、写真のとおり、西海町に向かう広域農道が北側に走っておりまして、北側が谷間になっていきますので、雨水などは全て北側に流れるものと思われれます。近くには農地がありませんので、周りに迷惑をかけるようなことはないと思います。こういうことですので、よろしく審議のほどお願いします。

議 長 ただ今、議案第 49 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 49 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」3 番について説明いたします。資料は 26 頁をお願いします。物件の所在は、西彼町中山郷字中川内の畑・239 m²の申請となっております。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は、西彼町中山郷在住の方です。使用目的は「一般住宅の建設」です。事由は「新たに一般住宅を建設するため、今回の転用申請を行い、売買により所有権を移転するものです。権利内容は「所有権移転 売買」です。また令和 3 年 10 月 25 日総会において農振農用地の除外は済んでいます。29 頁の字図をご覧ください。黄色で塗られたところが本申請地です。写真を書した方向を青い矢印で示しており、28 頁の現況写真の撮影方向となります。添付資料は、1 頁及び 26 頁から 34 頁まで、1 頁に位置図、27 頁に付近近況図、28 頁に現況写真、29 頁に字図、30 頁に航空写真を添付しています。31 頁に被害防除計画書、32 頁に土地利用計画図、33 頁に立面図、34 頁に平面図を添付しています。

31 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、土地は現状のまま利用し、表面の整地のみを行うため、土砂流失の被害を及ぼすことはない。排水については、雨水は自然流下で水路に放流する。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置しており、放流先として、水路に放流する、としています。また、辺の農地への営農条件に支障を生じさせない措置としては、建物の高さを加減するとのことで、高さを約 7.4m に抑え、隣接農地への日照や通風に悪影響を及ぼさないようにする、となっています。29 頁の字図及び 30 頁の航空写真をご覧ください。申請地は、道路や宅地・原野に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地が点在した地域といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

ただいま説明がありました 3 番につきまして、12 番委員、補足説明をお願いします。

1 2 番

12 番委員です。11 月 22 日月曜日の夕方に、譲り受け人の奥さんと一緒に、現地の立会いをして話も聞いてきました。この件は先ほど説明がありましたように農振除外を本総会で行った場所であり、資料の 28 頁でお分かりのように、場所は、市道とそれから里道に囲まれています。周辺は上の写真にもありますように、柿の木畑が一筆だけ隣にあります。この農地は家を建てる予定の南側にあたりますので日照等で被害が出るようなことは、ないだろうと思います。上の写真の奥

の家が現状の自宅でありまして、現在２世帯９人の大家族で、手狭となったため、今回、家を新築するということでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第４９号の３番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第４９号「農地法第５条の規定による許可申請について」の３番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第５０号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第５０号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

 ３６頁をご覧ください。農用地利用集積計画集計表で、今回は、一般の相対の通常分、従来分、一括方式分の集計表です。一般の相対・通常分は３７頁にありますように、１件１１筆２２,２３９㎡で３６頁の集計表の１番上の段に記載しています。従来分は、３９頁に記載のとおり、９件１４筆８,８５１㎡で、３６頁の集計表の中段の従来分に記載しています。一括方式分は、４０頁から４２頁までで、県公社借りに係る使用貸借権・賃借権設定です。３６件６０筆９１,７５４㎡が計上されています。今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、３７頁の議案書を参照ください。一般の通常分は、大串郷の農地１１筆で、すべて共有名義であり、農業者年金の経営移譲年金の受給に伴う措置で、貸し手の持ち分５分の２を息子である借り手に貸すこととしています。他の共有名義人も同意しており、同意書が添付されています。申請人は、みかんを栽培しております。

 従来分は、小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業で農地編入分９件１４筆８,８５１㎡です。

 一括方式分は、新規契約６筆と再契約５４筆合計３６件６０筆９１,７５４㎡が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第１８

条（第1項）の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 議案第50号の通常分1番から11番につきまして、2番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2番委員です。11月22日に、現地を見させてもらいましたが、非常に広いミカン園で、何でこんな広い農地を今さら息子に、と思いましたので、実際の園がどういうふうになっているかっていうことで、ミカンを栽培している地元推進委員と2人で現場を見に行きました。申請者本人は、連絡を取りましたが、6町歩ぐらいのミカンを栽培しているようで非常に忙しくて、同行できませんでした。ミカンを実際やっている人から見ても、非常に手入れが行き届いていて、ミカン畑というのはこういうふうに栽培管理をしないと、いいものは取れないのかなというような、何かこう見本になるようなミカン園でした。そういったところを、3名で共有されており、その5分の2が持ち分で非常によく手入れをされており、息子さんが39歳になり、そろそろ名義変更をして、そういったものを責任持ってやってもらいたいということで、今回の案件になったそうです。今からも、農地としてきれいに栽培をやっていく方だろうなというふうに思いましたが、何せ針尾の方でありますから、何か少し感じるころもありましたが、案件としては何ら問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議 長 従来分・一括方式分の県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第51号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第47号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

資料の 44 頁をお願いします。議案第 51 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は 44 頁から 59 頁までです。45 頁をご覧ください。45 頁は従来分についてです。1 番から 3 番までの 3 筆は、大瀬戸町多以良外郷の物件で、4 番の 1 筆は、大瀬戸町瀬戸檜浦郷の物件です。5 番から 18 番までは、小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業で農地編入分 9 件 14 筆 8,851 m²です。農地編入に係る分で県公社保有のままで、借り手について、現在はありません。以上、総計 18 筆 14,933 m²の配分計画となっております。

一括分に移ります。資料は 47 頁から 49 頁です。1 番から 6 番までは、大瀬戸町の物件で今回、新規の物件です。7 番から 60 番までは西彼町の物件で、そのうち 7 番が小迎郷の物件で、他は下岳郷の物件となります。すべて今回は再設定分です。今回は 9 件 60 筆、面積合計 91,754 m²の配分計画となっております。借り手の耕作農業経営状況については、それぞれ議案書に添付しています。大瀬戸町多以良外郷の物件では、ビワ及び露地野菜、大瀬戸町瀬戸檜浦郷の物件ではぶどう、小迎郷の物件ではみかん、下岳郷の物件では水稻が栽培されています。また、各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

従来分 1 番から 3 番の補足説明を、14 番委員をお願いします。

1 4 番

14 番委員です。受け手は時津町の出身ですが、2 年ほど前に大瀬戸町の現在の住所に移住して来ました。認定新規就農者となっていて、ビワと野菜を耕作しています。近くにビワ作りの生産者がいて、そういった方の指導を受けて栽培をしています。ビワもなかなか寒が来たりして、天候に左右されたりする部分があって、安定した経営ができればいいなと思っています。大瀬戸にせっかく来てもらっていますので、もう少し踏み込んで、何か施設なども利用するとかで、所得が上がるようなやり方を指導していければと思っています。頑張ってもらいたいと思います、以上です。

議 長

続きまして 4 番の補足説明を、7 番委員をお願いします。

7 番

7 番委員です。受け手と 11 月 20 日に現地に行ってみいました。以前作っておられた方は、アスパラを栽培していましたが、今回の受

け手は、ブドウを栽培するということで、頑張ってやるということでした。この新たに借りるところの近くにも、ミカンなどを栽培しており、特に板の浦の方で果樹関係を大がかりにやっておられます。今後は、このブドウも力を入れてやるということです、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 5 番から 18 番については、今回は配分がありませんので、次に一括分の 1 番から 6 番の補足説明を 14 番委員にお願いします。

1 4 番 14 番委員です。先ほど説明したように、受け手はここでもビワを栽培するそうですが、指導を受けながら頑張っていきたいということでした。以上です。

議 長 続きまして、7 番の補足説明を 10 番委員にお願いします。

1 0 番 11 月 22 日に、農業公社理事長に連絡をとり、いろいろお伺いをしましたが、この件につきまして、受け手は小迎南風崎地区基盤整備に加入をしています、ちょうどその借受けの契約時に、相続がなされてない方の分がありまして、その分については、5 年ごとに再登録をしなければならないという法的な決まりがあり、今回の申請はその分ということでした。受け手につきましては、今、基盤整備の方に一生懸命なって育成中であり、何ら問題ないだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、ちょっと件数が多くなりますが、8 番から 60 番の補足説明を 6 番委員にお願いします。

6 番 6 番委員です。8 番から 60 番まで、続けていきたいと思います。11 月 23 日に、地元推進委員と現地を見てきました。この場所は、先月もありましたが、下岳から亀岳地区にかかる水田地区ということで、8 番他 23 筆の受け手は、年齢は 36 歳で、お父さんと 2 人で、水稻を主に栽培されています。今回は全 24 筆ということで、10 年の再契約ということで全て稲作をされるということでした。田植や稲刈りやもみの乾燥などの委託業務も受けてやっておられます。続きまして 11 番と 55 番の受け手は飲食店を営んでおられまして、そこで使う米を自分で作りたいということで、お父さんの代から稲作をされていました。時間が空いたときに、こまめに水田を見に行ったり草刈りをしたりする姿が見られました。そのように頑張っておられる方です。続きまして、25・26 番の受け手は農協職員で、アスパラと水稻と栽培されています。今回の筆のうち 25 番のところは、アスパラハウスが建っています。26

番はそのまま水稻ということで、引き続き栽培されるそうです。続きまして 34 番他 11 筆の受け手は奥さんと 2 人で野菜をつくりながら、主に水稻を主体に栽培をされています。まだまだ頑張っておられますので、大丈夫だと思います。続きまして、47 番から 51 番の受け手はこの水田地区の近くの方ではありませんが、八木原から、こちらのほうにずっと通っていられています。20 年以上前から、イチゴを栽培されていまして、この 50 番・51 番の部分が、いちごハウスになります。熱心に栽培されている方です。続きまして、52 番から 54 番の受け手ですが、この 52 番のところがミニトマトのハウスになります。ミニトマト一本で頑張っておられます。56 番から 60 番の受け手も野菜を少し作りながら、水稻主体の経営をされています。まだまだ頑張るということでした。皆さん、今後も頑張ってお金を稼いでいこうと思っておられる方ですので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 51 号の従来分・一括分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 51 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 52 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 ここからは、別冊の資料となります。別冊資料 1 頁をお願いします。議案第 52 号非農地通知の対象とすることの決定について、を説明します。今回は、同意分 40 件・115 筆 69,619 m²について審議をいただきたいと思います。土地の所在、地目、面積、所有者は議案書記載のとおりです。西彼町の物件は、番号 1 番から 6 番までの 1 件 6 筆です。西海町の物件は、7 番から 15 番までの 2 件 9 筆です。大島町の物件は、16 番から 63 番までの 48 筆、崎戸町の物件は、64 番から 115 番の 52 筆となります。資料は 7 頁に位置図、8 頁から 15 頁に配置図、16 頁から 45 頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたっ

て、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、40 件・155 筆 69,619 m²について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案 52 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 52 号の同意書分 1 番から 115 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。その他、皆さんから何かございませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回の総会は

日時 令和 4 年 12 月 26 日(月) 午後 2 時 00 分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

代 理 これもちまして西海市農業委員会令和 4 年第 11 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 11 月 24 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人